

鳥取県の最低工賃

鳥 取 労 働 局

この最低工賃は、鳥取県内で行う家内労働に適用され、委託者は最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

◎鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃【令和7年8月22日発効】

(1)男子既製洋服のまとめの業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額。ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工 程		金 額
背 広 上 衣	袖付け裏まつり		1枚につき 127円
	袖口裏まつり		1枚(28センチメートル×2)につき 64円
	見返し7ミリメートル星入れ		75センチメートルにつき 57円
	ベシツまつり		1か所(6センチメートル)につき 13円
	背裾まつり		1枚につき 40円
	袖開きまつり		1枚につき 17円
	襟折り返し裏まつり		1枚につき 17円
	背裏鎖止め		1か所につき 17円
	肩裏まつり		1枚につき 40円
	袖裏星入れ		1枚につき 32円
	ベシツ止め		1か所につき 5円
	カード付け		カード1枚につき 9円
	糸くず取り		1枚につき 64円
ズボン	小また千鳥掛け	後身内また上部について行うもの	1本につき 17円
		わたり部について行うもの	1本につき 25円
	ボタン付け		1個につき 9円
	腰裏後端まつり		1本につき 9円
	糸くず取り		1本につき 25円

(2)婦人既製洋服のまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工 程	規 格	金 額
ワンピース	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 11円
	裾まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 17円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 20円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 22円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 8円
	鎖系ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル (ベルト通しループを除く)	1か所につき 11円
	ブリーツ仕付け	×印仕付け止め	1か所につき 6円
	肩パット付け	部分止め	1組につき 28円
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1枚につき 37円
	糸くず取り		1枚につき 17円
スカート	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 11円
	裾まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 17円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 20円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 24円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 8円
	鎖系ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル (ベルト通しループを除く)	1か所につき 8円
	ブリーツ仕付け	×印仕付け止め	1か所につき 6円
ブラウス	糸くず取り		1枚につき 17円
	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 11円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 8円
	糸くず取り		1枚につき 16円

◎鳥取県和服裁縫業最低工賃【令和6年8月30日発効】

仕立ての業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚(帯にあっては1本)につき、右欄に掲げる金額。

品 目	生 地	規 格	金 額
		仕 立 て 方	
振りそで	絹	あわせ	26, 400円
留めそで	絹	あわせ(比翼・グシ付き)	29, 800円
訪問着	絹	あわせ	21, 500円
付け下げ	絹	あわせ	18, 400円
長着	絹	あわせ	16, 500円
	ウール	ひとえ	9, 900円
羽織	絹	あわせ	11, 900円
7分コート又は雨コート	絹	あわせ又はひとえ	15, 100円
長じゅばん	絹	無双ひとえ	9, 400円
	合成繊維	無双ひとえ	8, 100円
名古屋帯	絹	8寸まつり	4, 300円
		9寸しん入り	5, 300円
袋帯	絹	しん入り	5, 000円
ゆかた	綿	ひとえ	9, 000円

- * 最低工賃に達しない工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払の定めをしたものとみなされます。
- * 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、委託業務内容、工賃の単価、納品の時期、工賃支払期日、受領した物品の数量、支払った工賃総額などをその都度記入しなければなりません。
- * 工賃は、現金で全額を1か月以内に支払わなければなりません。